

令和8年度帰還促進強化事業補助金のご案内

町では、町民の帰還を促進するため、平成23年3月11日時点で町内に居住していた方が、新築・修繕・購入した場合、浪江町内の住宅に帰還した時期に応じて、以下のとおり補助金を交付します。

- 令和5年3月31日以降の場合、県補助金と合わせて
 - ・新築（対象経費の10/10）の場合、補助上限400万円〔県300万円〕
（内訳：個人住宅再建支援事業補助 25万円 **帰還促進強化事業補助 375万円**）
 - ・修繕・中古住宅購入等（対象経費の1/2）の場合、補助上限100万円〔県補助50万円〕
（内訳：個人住宅再建支援事業補助 25万円 **帰還促進強化事業補助 75万円**）
- 令和5年3月30日以前の場合
 - ・新築（対象経費の10/10）の場合、補助上限100万円
（内訳：個人住宅再建支援事業補助 25万円 **帰還促進強化事業補助 75万円**）
 - ・修繕・中古住宅購入等（対象経費の1/2）の場合、補助上限50万円
（内訳：個人住宅再建支援事業補助 25万円 **帰還促進強化事業補助 25万円**）

対象となる方

以下の条件に全て該当する方が対象です。

- ①平成23年3月11日時点で町内に居住②交付申請時点で、町内に帰還（※）し、町内に住所を有すること③住宅の新築工事又は修繕等工事をする住宅の所有者であること。

※帰還したかどうかは、水道又は電気使用量等を参考に総合的に判断します。

次のいずれかに該当する方は対象外となります。①すでにこの補助金の交付を受けている方又はこの補助金を受けた住宅を所有している方②災害救助法に定める応急修理（平成25年度事業終了分）又はこの補助金と目的が同一の補助金を受給した方。

対象となる住宅再建

平成25年4月1日（特定復興再生拠点区域にあっては区域指定解除日）以降に実施した事業で、令和8年12月25日（金）までに完了する住宅再建

補助金額

- ①帰還時期が令和5年3月31日以降の場合は
 - 新築（対象経費の10/10）補助上限額 375万円
 - 修繕・中古住宅購入等（対象経費の1/2※）補助上限額 75万円
 - ②帰還時期が令和5年3月30日以前の場合は上限75万円
 - 新築（対象経費の10/10）補助上限額 75万円
 - 修繕・中古住宅購入等（対象経費の1/2※）補助上限額 25万円
- ※工事に要した経費から50万円を差し引いた額の1/2です（千円未満切捨て）

受付期間

令和8年12月25日（金）まで

※予算額に達した場合は期間内でも募集を締め切る締め切る場合があります。

申請方法及び必要書類

窓口または郵送 必要書類はチェックリストをご覧ください

問合せ

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

住所：浪江町大字幾世橋字六反田7-2 電話番号：0240-34-0232